

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.043

| | |
|-----------|---|
| 処 分 名 | 集団規定に適合しない防火地域内の既存不適格看板等に対する除却等の命令 |
| 処 分 の 概 要 | 都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第3条第2項の規定により法第3章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。 |
| 根拠法令等・条項 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第3項 |
| 処 分 基 準 | 命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。 |
| 設 定 年 月 日 | （最終改正：令和2年4月1日） |
| 備 考 | |

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十五項の規定は、第六十四条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び
関係法令等の抜粋